

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 公印を改刻しその使用を開始する件 五九
- 民生委員の定数を定める件の一部を改正する件 六〇
- 民生委員が民生委員協議会を組織する区域を定める件の一部を改正する件 六〇
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 六一
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件 六一
- 土地改良区の定款の変更を認可した件二件 六一
- 道路の区域を変更する件三件 六一
- 道路の供用を開始する件 六二

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 六三
- 落札者を決定した件 六四
- 土地改良法により地積を特に減じて換地を定める土地として指定した件 六四
- 一般競争入札を行う件 六五
- 福島県病院局 六五
- 口頭による開示請求を行うことができる個人情報をも定める件を廃止する件 六七
- 口頭により開示請求を行うことができる個人情報をも定める件 六七
- 福島県公安委員会 六八
- 福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 六八
- 福島県選挙管理委員会 六八
- 個人演説会等を開催することができる施設の指定を取り消した旨報告があった件 六九

告 示

福島県告示第七百五十一号

公印を次のように改刻し、平成二十五年十二月六日その使用を開始する。
 平成二十五年十一月二十九日

職印

福島県知事 佐藤 雄平

番号	公印の名称	印影	公印管理者
10の7	福島県知事印（県北保健所用）		福島県北保健所長
20	福島県北保健福祉事務所長印		福島県北保健所長
20	福島県北保健福祉事務所長印		福島県北保健福祉事務所長
23	福島県現金出納員印（福島県立耶麻農業高等学校用）		福島県立耶麻農業高等学校の福島県現金出納員

福島県告示第七百五十二号

民生委員の定数を定める件（平成五年福島県告示第千二百九十二号）の一部を次のように改正し、平成二十五年十二月一日から施行する。

平成二十五年十一月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島市の項中「五八一人」を「五八三人」に改め、同表白河市の項中「一三八人」を「一四〇人」に改め、同表須賀川市の項中「一五二人」を「一五四人」に改め、同表喜多方市の項中「一七三人」を「一七四人」に改め、同表二本松市の項中「一四三人」を「一四一人」に改め、同表伊達市の項中「一七一人」を「一七三人」に改め、同表西郷村の項中「三六人」を「三八人」に改め、同表三春町の項中「五三人」を「五四人」に改め、同表檜葉町の項中「二一人」を「二三人」に改め、同表富岡町の項中「三三人」を「三四人」に改め、同表川内村の項中「一三人」を「一四人」に改め、同表双葉町の項中「二〇人」を「二一人」に改め、同表浪江町の項中「五七人」を「五九人」に改め、同表飯館村の項中「二九人」を「三〇人」に改める。

（社会福祉課）

福島県告示第七百五十三号

民生委員が民生委員協議会を組織する区域を定めた件（昭和四十一年福島県告示第五百七十号）の一部を次のように改正し、平成二十五年十二月一日から施行する。

平成二十五年十一月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

表福島市の部第二方面民生委員協議会の区域の項中「桜木町」の下に「のうち一番から五番まで及び八番から十番まで」を加え、同部第三方面民生委員協議会の区域の項中「及び松山町」を「、松山町及び桜木町（第二方面民生委員協議会に所属する区域を除く。）」に改め、同表会津若松市の部第一方面民生委員協議会の区域の項中「三番六十四号から六十九号まで」を「三番六十九号」に、「七番四十六号から五十二号まで」を「七番四十六号から五十八号まで」に、「四番一号から十八号まで、五番から九番まで」を「四番一号から十九号まで、五番から十一番まで」に改め、「、十番十九号、十番二十号及び十一番二十一号から三十五号まで」及び「のうち一番一号から三号まで、一番二十七号から三十三号まで、二番六号から十八号まで及び三番十四号から三十八号まで」を削り、「一号から二十一号まで及び二番二十二号から三十三号まで」を「及び二番三十二号から四十五号まで」に、「二番十四号」を「二番十五号」に改め、「六番一号から二十六号まで」の下に「、六番五十五号から五十七号まで」を、「七番一号から五号まで」の下に「、七番五十九号」を加え、「一号から四号まで」を削り、「二十九号まで」を「三十一号まで」に、「一箕町のうち八角、花畑東及び中村東（六十七番地を除く。）並びに山見町のうち二百十八番地及び二百十九番地」を「中央一丁目のうち三番

（文書法務課）

一号から四号まで、一番四十三号から四十六号まで、四番一号から四号まで、四番三十八号から四十八号まで、五番一号から三号まで及び五番三十八号から四十五号まで、中央二丁目、中央三丁目、八角町（十三番三十八号を除く。）、大町一丁目のうち六番二番二十三号から二十四号まで、平安町、東千石二丁目一番二十八号及び五番八号から二十二号まで、松町のうち一番から八番まで、花畑東、飯盛二丁目のうち三番及び四番並びに馬場町のうち二番五号から三十八号まで、三番五号から三十五号まで、四番五号から三十七号まで及び五番五号から三十六号まで」に改め、同部第二方面民生委員協議会の区域の項中「馬場町（の下に「第一方面及び」を加え、「、千石町のうち三番八号から四十七号まで、四番及び五番一号から四号まで」を削り、「南千石町（第一方面民生委員協議会に所属する区域を除く。）」を「南千石町のうち一番一号から十五号まで、一番三十二号から五十六号まで、二番三十三号から十七号まで、二番四十号から五十一号まで及び三番一号から二十号まで」に改め、「天寧寺町」の下に「のうち一番から六番まで及び七番二十号から四十号まで」を加え、「天神町並びに建福寺前」を「天神町のうち一番十一号から五十三号まで、二番三十七号、二番三十八号、四番三十三号から三十一号まで、五番二号から五十一号まで、五番七十号から八十号まで、六番から十番まで、十一番二十八号から三十五号まで及び十二番から二十一番まで、建福寺前」に改め、「四番一号から五号まで」の下に「並びに門田町のうち黒岩字花見ヶ丘四百二十二番地から四百二十八番地まで」を加え、同部第三方面民生委員協議会の区域の項中「馬場本町のうち一番五号から二十二号まで、二番十九号から四十号まで、三番一号、三番四十八号から五十号まで及び四番、馬場町のうち一番十号から三十三号まで、二番五号から三十八号まで、三番五号から三十五号まで、四番五号から三十七号まで及び五番五号から三十八号まで、昭和町のうち一番二十三号から三十三号まで、中央一丁目のうち一番から五番まで、中央二丁目のうち一番から六番まで、八番及び九番、中央三丁目のうち一番、大町一丁目（第四方面民生委員協議会及び第五方面民生委員協議会）を「馬場町のうち一番十号から三十三号まで、中央一丁目（第一方面民生委員協議会に所属する区域を除く。）、大町一丁目（第一方面、第四方面及び第五方面民生委員協議会）」に、「西栄町（第五方面民生委員協議会に所属する区域を除く。）」を「西栄町」に、「並びに本町のうち一番、二番（二十九号を除く。）」を「、本町のうち一番、二番一号から二十九号まで」に、「及び十番五十四号から五十七号まで」を「、十番五十四号及び十一番十五号から二十四号まで、日新町のうち一番二号及び一番三十二号から四十三号まで、新横町、湯川町並びに城西町一番七十二号から七十七号まで」に改め、同部第四方面民生委員協議会の区域の項中「五番まで」を「十番まで」に改め、「（六番二十五号から四十七号までを除く。）」を削り、「十四番二号及び」の下に「十四番」を加え、「一番三十三号から二十六号まで」を「二番十三号から二十五号まで」に、「四十一号」を「四十二号」に、「七番二十号から二十六号まで」を「七番二十号から二十七号まで」に、「並びに西七日町」を「、西七日町」に、「五十三号」を「五十四号」に改め、「十九番まで」の下に「、扇町のうち百二番地、百二十八番地及び百三十一番地、白虎町のうち一番地から九十番地まで及び百九十番地から二百三十番地まで、町北町のうち石堂字赤丘、

藤室字藤室百七十五番地、百七十八番地及び藤室字藤室南、養蚕町のうち十番及び十一番一号から十六号まで並びに昭和町（第一方面民生委員協議会に所属する区域を除く。）を加え、同部第五方面民生委員協議会の区域の項中「二十三号」を「二十四号」に、「二十一号」を「二十号」に改め、「西栄町のうち九番十一号から四十九号まで及び十番」を削り、「第六方面」を「第三方面」に、「のうち九番十五号から四十六号まで、十番四十号から五十三号まで及び十一番」を「（第三方面民生委員協議会に所属する区域を除く。）」に、「湯川東」を「黒川字湯川東」に改め、同部第六方面民生委員協議会の区域の項から同部第八方面民生委員協議会の区域の項までを次のように改める。

第六方面民生委員協議会の区域

御旗町、日吉町、材木町一丁目、材木町二丁目、住吉町、川原町、柳原町一丁目、柳原町二丁目、柳原町三丁目、柳原町四丁目、幕内東町、桜町、城西町、館脇町のうち一番から三番まで及び七番から十二番まで、門田町のうち日吉字丑測、飯寺字村西二十四番地、二十七番地の二及び三、二十七番地の六、二十九番地から三十四番地まで及び徳久字竹之元八百五十二番地の十二、神指町のうち幕内、南四合字幕内南八番地から二十一番地まで、五十八番地から六十九番地まで、八十六番地の三十三から八十六まで、百二十七番地、百三十六番地から百五十三番地まで、百五十五番地から二百六十一番地まで、四百九十三番地及び五百四番地、南四合字幕内北、南四合字幕内東、南四合字幕内西、南四合字才ノ神、南四合字柳原、南四合字深川、南四合字深川東並びに南四合字深川西並びに対馬館町

第七方面民生委員協議会の区域

町北町（第四方面及び第五方面民生委員協議会に所属する区域を除く。）
 第八方面民生委員協議会の区域
 東山町、南上石町（第一方面及び第二方面民生委員協議会に所属する区域を除く。）、和前一丁目、和前一丁目、天寧寺町（第二方面民生委員協議会に所属する区域を除く。）、慶山一丁目、慶山二丁目、東千石一丁目、東千石二丁目（第一方面民生委員協議会に所属する区域を除く。）、東千石三丁目、花春町及び千石町（第一方面民生委員協議会に所属する区域を除く。）

表会津若松市の部第十方面民生委員協議会の区域の項を次のように改める。

第十方面民生委員協議会の区域

一 箕町、中島町、滝沢町（第一方面民生委員協議会に所属する区域を除く。）、蚕養町（第一方面民生委員協議会に所属する区域を除く。）、白虎町（第四方面民生委員協議会に所属する区域を除く。）、扇町（第四方面民生委員協議会に所属する区域を除く。）、山見町、居合町、堤町、鶴賀町、八角町十三番三十八号、旭町（第一方面民生委員協議会に所属する区域を除く。）、飯盛一丁目、飯盛二丁目（第一方面民生委員協議会に所属する区域を除く。）、飯盛三丁目、大塚一丁目、大塚二丁目、北滝沢一丁目並びに北滝沢二丁目

表会津若松市の部第十二方面民生委員協議会の区域の項中「（第五方面民生委員協議

会及び第六方面民生委員協議会に所属する区域を除く。）を「のうち上神指、下神指、中四合、北四合、天満、如来堂、小見、東城戸、東神指、横沼、西城戸、高久、高瀬、高瀬新田及び黒川（第五方面民生委員協議会に所属する区域を除く。）、橋本一丁目、橋本二丁目並びに町北町のうち中沢及び中沢西」に改め、同部第十三方面民生委員協議会の区域の項中「城西町のうち四番二十五号及び二十六号」を削り、「のうち四番から六番まで」を「（第六方面民生委員協議会に所属する区域を除く。）」に、「並びに明和町」を「明和町、北青木、古川町、天神町（第二方面民生委員協議会に所属する区域を除く。）、東年貢一丁目、東年貢二丁目、西年貢一丁目、西年貢二丁目及び神指町のうち南四合字幕内南（第六方面民生委員協議会に所属する区域を除く。）」に改め、表喜多方市の部喜多方第一地区民生委員協議会の区域の項及び喜多方第二地区民生委員協議会の区域の項を次のように改める。

喜多方第一地区民生委員協議会の区域

上町東区、上町西区、新仲町、本仲町、寺町一区、寺町二区、緑町、新町、新道、東四ツ谷、南町、北町、桜町、ひばりが丘、東ひばりが丘及び花園町
 喜多方第二地区民生委員協議会の区域
 常盤町、末広町、菅原町、栄町、塗物町、下町南部、下町北部、幸町、御清水、月見町及び西四ツ谷

表喜多方市の部松山町民生委員協議会の区域の項中「村松一区、村松二区、村松三区、桜ヶ丘」を「村松一区、村松二区、村松三区、松が丘、東桜が丘、清水台、南桜が丘、北桜が丘」に、「古志田」を「吉志田」に、「大荒井」を「大荒井第一区、大荒井第二区」に改め、同部上三宮町民生委員協議会の区域の項中「上三宮一區、上三宮二区」に改め、同部関柴町民生委員協議会の区域の項中「西中明」を削り、「下勝」の下に「西中明」を加え、「及び布流」を「布流及び下台団地」に改め、同部熊倉町民生委員協議会の区域の項中「館」を「館一」に改め、同部慶徳町民生委員協議会の区域の項中「豊岡」の下に「堀出」を加え、同部豊川町民生委員協議会の区域の項中「菅井」を削り、「荒分」の下に「菅井一区」を加え、「一ノ堰」を「一ノ堰一区、一ノ堰二区」に、「及び太田」を「太田、菅井二区及び押切南」に改める。

（社会福祉課）

福島県告示第七百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年十一月二十九日から同年十二月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十九日

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 ドラッグストア マツモトキョシ福島笹谷店 福島県福島市笹谷字出水上二番ほか
 福島県知事 佐藤 雄 平

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百五十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年十一月二十九日から同年十二月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十五年十一月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
COPパリュエーしおかわ 福島県喜多方市塩川町東栄町三丁目三番地四
二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百五十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年十一月二十九日から同年十二月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十五年十一月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
カワチ薬品湯本店 福島県いわき市常磐西郷町字金山四十一番地ほか
二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百五十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、会津東部土地改良区から平成二十五年十一月五日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十日認可した。
平成二十五年十一月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

(農村計画課)

福島県告示第七百五十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、矢吹原土地改良区から平成二十五年十一月八日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十一日認可した。
平成二十五年十一月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

(農村計画課)

福島県告示第七百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十五年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年十一月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 の別	変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道会津 高田柳津 線	大沼郡会津美里町字漆 原北甲二五五番一地从 先 から 同 郡同 町字布 才地三二〇番地先まで	変更前	変更後	一〇・〇ㄱ 六三・四	三四〇・〇
		変更前	変更後	四・〇ㄱ 一六・五	三四〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第七百六十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所平成二十五年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年十一月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 敷地の幅員	変更後 敷地の幅員	延 長
路線名	区 間	変更前 敷地の幅員	変更後 敷地の幅員	延 長

一般国道 四五九号	変更前	(メートル)	(メートル)
	変更後	(メートル)	
耶麻郡西会津町奥川大字元島字下川口二八七五番二地先から 同 郡同 町奥川大字元島字大曾根三二二一番り地先まで	変更前	四・〇〃 八・六	五六〇・〇
	変更後	五・四〃 六四・四	五六〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第七百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十五年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名 県道喜多方河東線	区 間	変更前	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更後		
喜多方市熊倉町熊倉字壇ノ前一四七九番二地先から 同 市熊倉町熊倉字壇ノ前一四七九番二地先まで	変更前	七・四〃 八・一	二二・〇	
	変更後	九・八〃 一一・三	二二・〇	

(道路計画課)

福島県告示第七百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十五年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名 県道会津高田柳津線	供用開始の区間	供用開始の期日
大沼郡会津美里町字漆原北甲二五五番一地先から 同 郡同 町字布才地三二〇番地先まで		平成二十五年十一月二十九日

(道路計画課)

公 告

公告第三百七十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年十一月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 申請のあった年月日
平成二十五年十一月二十日
- 名称
NPO法人クリーニング・カスタマーズサポート
- 代表者の氏名
鈴木 和幸
- 主たる事務所の所在地
福島県須賀川市影沼町二百四十七番地
- 定款に記載された目的
この法人は、多くの方々を利用するクリーニングに関し、消費者に対し、多くの方々によりよく円滑にクリーニングを利用していただくため、クリーニング業者とその関連業者、及び消費者の代表らが協議し、クリーニング店の上手な利用法を消費者に伝えて消費者の利益保護を図り、クリーニング業界に対しては経営の効率化や安全性などに関する知識を共有し、地域社会の健全な発展や安全面を向上させる活動及びクリーニング業者の健全な運営の促進を図るなどの事業を行い、もって各地域の社会福祉の向上と社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第376号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立テクノアカデミー郡山ほか4施設の電気供給業務について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年11月29日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県立テクノアカデミー郡山ほか4施設の電気供給業務 一式
2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県商工労働部商工労働総室商工総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
3 落札者を決定した日
平成25年10月24日
4 落札者の氏名及び住所
日本ロジテック協同組合 東京都中央区佃二丁目2番10-2501号
5 落札金額
25,061,013円
6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
7 特例政令第6条の公告を行った日
平成25年9月13日

(商工総務課)

Table with columns for land location (e.g., 南会津郡只見町), land area (e.g., 大字福井字小塩川原七九七番), and price (e.g., 八・九七). Includes title '公告第三百七十七号' and '土地改良法'.

福島県知事 佐藤雄平

特に減ずる地積 (平方メートル)

同 同 同 同

郡 郡 郡 郡
同 同 同 同

町 町 町 町
大 大 大 大
字 字 字 字
福 福 福 福
井 井 井 井
字 字 字 字
宮 宮 宮 宮
ノ 下 下 下
前 二 三 二
一 〇 五 八
番 番 番 番

一 二 一 〇 二
一 六 〇 九
一 二 六 七 八
一 三 九 五 九
(農地管理課)

公告第378号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年11月29日

福島県知事 佐藤雄平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 土壌・作物体総合分析装置 7式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成26年3月3日
- (4) 納入場所 福島県県北農林事務所安達農業普及所ほか計7箇所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年12月20日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7563

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成25年12月9日(月)午後1時30分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成26年1月10日(金)午前10時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月9日(木)午後5時までには必着のこと。)

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :Soil Plant General Analyzer 7sets
- (2) Time-limit of tender (by hand) :10:30 a.m., 10 January 2014
- (3) Time-limit of tender (by mail) :5:00 p.m., 9 January 2014
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

福島県病院局告示第2号

- 1 口頭による開示請求を行うことができる個人情報に関する件（平成16年福島県病院局告示第4号）は、平成25年12月8日限り廃止する。
- 2 平成25年12月8日までに合格者を発表する試験については、1により廃止された告示は、なお効力を有する。
平成25年11月29日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一
(病院総務課)

福島県病院局告示第3号

福島県個人情報保護条例（平成6年福島県条例第71号）第17条第1項の規定により、口頭により開示請求を行うことができる個人情報を次のとおり定め、平成25年12月9日以降に合格者を発表する試験から適用する。
平成25年11月29日

福島県病院事業管理者 丹 羽 真 一

- 1 口頭により開示請求を行うことができる個人情報の内容
 - (1) 試験の名称
福島県病院局職員採用選考予備試験
 - (2) 開示する項目
 - 一 教養試験、適性試験及び口述試験の得点及び適否
 - 二 総合順位及び総合得点
 - (3) 口頭により開示請求を行うことができる期間
合格者の発表の日から1か月間
 - (4) 口頭により開示請求を行うことができる場所
福島県病院局病院総務課 福島市中町8番2号
- 2 開示の方法
閲覧

(病院総務課)

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年11月29日

福島県公安委員会委員長 高 瀬 淳

福島県公安委員会規則第5号

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

福島県警察の組織に関する規則（昭和32年福島県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第11号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第72号）の施行の日から施行する。

（警 務 課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第八十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定による次の施設の指定を取り消した旨、相馬市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十五年十一月二十九日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

取消年月日	施設の所在地	施設の名称	施設の管理者
平成二十五年十一月十三日	相馬市中村字北町五五番地の一	相馬市コミュニティセンター	相馬市長